

三木町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和7年8月12日

三木町監査委員 太 田 一 司

三木町監査委員 安 西 進

令和7年度

三木町定期監査報告書

三木町監査委員

令7発三監第12号
令和7年8月12日

三木町長 伊藤良春 殿

三木町議会議長 市原信夫 殿

三木町監査委員 太田一司



三木町監査委員 安西進



令和7年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和 7 年度三木町定期監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象

令和 7 年度三木町一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況について監査を行った。

2 監査の実施日

令和 7 年 7 月 23 日（水）

3 監査場所

三木町役場 3 階 303 会議室

4 監査事項

- (1) 事務組織及び職員数の状況について
- (2) 令和 7 年度各会計別収支状況及び町税等調定状況について
- (3) 委託業務の状況について
- (4) 普通建設事業の執行状況について
- (5) 補助金の執行状況について

第 2 監査の結果

予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は適正になされていると認められた。

指摘・指導・検討すべき事項は認められなかったため、意見を記載する。

なお、軽微な事項については、その都度関係課に口頭により注意等を行った。

【監査結果の取扱基準】

- 1 指摘事項：法令、条例、規則等（法令等）に重大な違反をしているもの
- 2 指導事項：指摘には至らないが、措置又は改善を要するもの
- 3 検討事項：経済性、効率性又は有効性の観点から検討を要するもの
- 4 意見：1～3のほか、経済性、効率性又は有効性の観点から、特に意見を要すると認められるもの

* 意 見

◎全体

行財政改革にあたっては、まずは（前提として）事業を廃止するのか、縮小するのかといった、町としての明確な方針を示し、住民への影響や費用対効果を十分に検討しながら事業を評価し、着実な改革を推進されたい。

◎出納室

公金の銀行振込手数料の負担については、同一債権者への振り込みが複数の課にまたがる場合、一括で振り込む方法を採用するなど、庁舎全体として負担軽減につながる方策を検討されたい。

◎地域活性課

ふるさと納税については、寄附額が伸び悩んでいる状況である。新たに委託した業者との連携を密にし、新規返礼品の開拓やポータルサイトの増設などを積極的に進め、寄附額の増加につながるよう一層努力されたい。

◎教育総務課

新たに実施している学校給食センターのモニタリング業務については、職員が行っている三木中学校の給食業務との比較を含め、外部委託の妥当性について検証されたい。